(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
橋本市高野口町大野字下島田二八二番四から紀の川市打田字小門五八五番二まで	前	A 九・〇〇～二七・八〇〇（メートル）	一七・三〇〇（キロメートル）	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 二二・二〇〇～四二六・六〇〇	四・五四五	
		C 二二・二〇〇～四五四・五〇〇	八〇四九	
		D 二四・六〇〇～三三二・四〇〇	四・六五五	
	後	A 九・〇〇〇～二七・八〇〇	一七・三〇〇	
		B 二二・二〇〇～四二六・六〇〇	四・六五〇	
		C 二二・二〇〇～四五四・五〇〇	一二・五九九	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第七十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十八日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百七十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
池田市石橋三丁目一番二から同市石橋一丁目一〇一番三まで	前	七・七六～二〇・二七（メートル）	〇〇・〇二四（キロメートル）
	後	一一・七六～一六・八五	〇〇・〇二四

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

○近畿地方整備局告示第七十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十八日

近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百七十一号	池田市石橋三丁目一番二から同市石橋一丁目一〇一番三まで	近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

○九州地方整備局告示第七十九号

供用開始の期日　平成二十四年三月二十八日

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十八日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　施行者の名称　宮崎県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年九州地方整備局告示第五十一号宮崎広域都市計画道路事業三・四・二十四号木花通線

三　事業施行期間　自平成十九年三月十六日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十八日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　施行者の名称　鹿児島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年九州地方整備局告示第七十四号鹿児島都市計画道路事業三・四・九十四号催馬楽坂線

三　事業施行期間　自平成十七年三月三十一日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十八日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　施行者の名称　鹿児島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年九州地方整備局告示第六十五号伊集院都市計画道路事業三・四・四号都中央通り線

三　事業施行期間　自平成十七年三月三十日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第八十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十八日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
志布志市志布志町安楽字水溜一八八番から同市志布志町安楽字水溜一七八番二まで	前	一二・三七～一三・八九（メートル）	二三・三六～二四・九八（キロメートル）	〇〇・四四七
垂水市海潟字脇登一九九〇番から同市海潟字杷山二五〇二番一まで	後	七・五〇～一三七・二〇〇	一〇七・二〇〇～一三七・二〇〇	一・二〇六

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

○九州地方整備局告示第八十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十八日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十号	志布志市志布志町安楽字水溜一八八番から同市志布志町安楽字水溜一七八番二まで	九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月二十八日